

下関市ごみ収集車広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市の環境に関する自主財源を確保するとともに、地域社会及び地域経済の健全な発展と市民生活の向上に資することを目的とし、本市が所有する公用車のうち、環境部が管理するじん芥収集車両（以下「ごみ収集車」という。）を業務に支障のない範囲で有料広告（以下「広告」という。）の媒体として活用することに関し、掲出する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出基準)

第2条 掲出できる広告は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその疑いがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に係るもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題等に関する意見、主義主張又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (8) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 内容が虚偽・誇大であるなど不適切な宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 市のごみ収集運搬業務を広告主が行っていると市民が誤解するおそれがあるもの
- (11) 広告対象の製品、商品又はサービスをあたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (12) 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(広告掲出の期間)

第3条 広告掲出の期間は、年度末を限度とする。

2 次の各号に掲げる日は、広告を掲出する日に含まないものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 1月1日、2日、3日
- (3) 市が別に決定する年末のごみ収集を行わない日

(4) 車両の法定点検のためごみ収集を行わない日

3 広告掲出の開始日は、第4条第3項に基づき車体に貼付した日の翌日とし、広告掲出の終了日は、第12条第2項及び第4項に基づき車体より撤去した日とする。

(広告枠等)

第4条 広告を掲出することができる位置は、ごみ収集車の荷箱部両側面及び後方面とする。

2 広告枠の大きさは、側面縦100センチメートル、横100センチメートルの範囲以内、後方面縦30センチメートル、横90センチメートル以内とする。

3 広告の掲出方法は、ラッピングフィルムなどの特殊フィルム及びマグネットシート(以下「特殊フィルム等」という。)を直接車体に貼付する方法によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

4 特殊フィルム等は、広告掲出期間中における車体からの剥離又は広告撤去時に車体塗装の剥離が発生しないような材質としなければならない。また、風雨及び毎日の洗車等に耐えられるものでなければならない。

(掲出希望者の募集)

第5条 広告の掲出を希望する者(以下「掲出希望者」という。)の募集は、広報紙等の広報媒体を利用して公募する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の規定による公募に当たっては、広告枠の数、掲出期間、広告掲出料、公募期間、掲出希望台数上限等の必要事項を明示する。

3 第1項の規定による募集は、毎年度の当初の掲出に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生ずることが明らかなきに行うことができる。

(広告掲出の申込み等)

第6条 掲出希望者は、下関市ごみ収集車広告掲出申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類

(2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

(4) 市税等の公金を滞納していないことを証する書類

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告主の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、当該申込みに係る広告の内

容について、掲出の適否を審査し、掲出の可否を決定する。

2 前項の審査の結果、掲出を可とする者の数が募集した広告枠数を超える場合は、環境に関する広告を優先するものとし、次に定める順序により掲出する者を決定する。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体

(2) 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

(3) 私企業のうち公益的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 前5号に掲げるもの以外

3 前項の規定によっても順序が同じ広告が複数あるときは、抽選により掲出する者を決定する。

4 市長は、第1項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、その結果を下関市ごみ収集車広告掲出決定通知書（様式第2号）又は下関市ごみ収集車広告非掲出決定通知書（様式第3号）により広告掲出の申込者に通知する。

5 第1項の規定により広告掲出の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は前項の規定による広告掲出決定の通知を受けたときは、速やかに承諾書（様式第4号）を提出しなければならない。

（広告審査検討委員会）

第8条 前条第1項に規定する審査において疑義が生じた事項について、審議するため広告審査検討委員会を置く。

2 委員長は、環境部長をもって充てる。

3 委員は、環境部次長、環境政策課長、クリーン推進課長、環境施設課長、広報戦略課長、都市計画課長、まちづくり政策課長及び人権・男女共同参画課長とする。

4 委員長は会務を総理し、委員長に事故あるときは、委員の中からあらかじめ指定された者がその職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

6 委員会の庶務は、クリーン推進課において行う。

（広告内容の確認）

第9条 広告主は、広告の内容について、市長が指定する期日までに広告原稿を提出して市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により広告主から提出された広告原稿について、ごみ収集車の広告とすることが適当でないとき認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。

(広告掲出料)

第10条 広告掲出料は、別表のとおりとする。

2 複数台への広告掲出を同時に申込み、その掲出の決定がなされた場合、前項に規定する広告掲出料を減額することができる。減額条件及び減額する額等については、第5条第2項に規定する必要事項で明示する。

3 広告掲出料は前払いとし、広告主は市長が指定する期日までに広告掲出料を市の指定する納付書により、一括して納付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(広告掲出料の不徴収)

第11条 実施機関が行う広告掲出で、市長が必要と認めるものは、広告掲出料を徴収しないことができる。ただし、広告枠については、有料での掲出を優先とする。

2 前項における実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(広告物の制作、掲出及び撤去)

第12条 広告のデザイン、特殊フィルム等の製作、貼付及び撤去到に要する費用は、広告主の負担とする。

2 広告主は、広告物の掲出及びその撤去を行おうとするときは、市のごみ収集車の運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

4 第2項の規定に基づく市長の指示に従わず、広告主が広告物を撤去しない場合においては、広告主が経費を負担して市長が撤去するものとする。

5 市長は、前項の規定により広告物を撤去した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告物の修復)

第13条 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲出期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象とは

しないものとする。

(広告掲出の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告掲出の決定を取り消すことができる。

(1) 第9条第1項に規定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 第9条第2項に規定する広告内容変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告内容が改善される見込みがないとき

(3) 第10条第3項に規定する期日までに、広告掲出料の納付がないとき

(4) 広告掲出の対象となる車両が広告掲出の開始日までに広告の掲出が不可能となったとき

(5) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告掲出を適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により広告掲出の決定を取り消したときは、下関市ごみ収集車広告掲出取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(広告掲出料の返還)

第15条 既に納付された広告掲出料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、既に納付された広告掲出料の一部または全部を返還することができるものとする。

(1) 前条第1項第4号の場合 広告掲出料の全額

(2) 広告掲出の対象となる車両が、当該月の広告を掲出する日のうち5日以上運行しなかった場合 広告掲出料の一部

3 前2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲出した広告内容その他広告掲出に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲出までに、広告内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その

他の行為を行ってはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市ごみ収集車広告掲出取扱要綱に基づき決定した広告掲出料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別 表

種 類	掲 出 場 所	規格（上限表示） 縦×横（c m）	1ヶ月あたり 広告掲出料（円）
ごみ収集車	両側面及び後方面	側面 100×100 後方面 30×90	15,700
ごみ収集車	両側面	100×100	13,610
ごみ収集車	片側面	100×100	10,470
ごみ収集車	後方面	30×90	5,230

※広告掲出料は消費税等を含む金額である。

※（１） 広告掲出の開始日が月の途中となる場合の当該月の広告掲出料は、1月あたりの広告掲出料をその月の広告を掲出することができる日で除した額に、当該月に広告を掲出する日に乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

※（２） 広告掲出の終了日が月の途中となる場合の当該月の広告掲出料は、1月あたりの広告掲出料をその月の広告を掲出することができる日で除した額に、当該月に広告を掲出する日に乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

※（３） 第14条第2項第2号より返還する額は、1月あたりの広告掲出料から、1月あたりの広告掲出料をその月の広告を掲出することができる日で除した額に、広告の掲出を掲出した日に乗じて得た額を減じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。